

寄居町監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに寄居町監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年10月26日

寄居町監査委員 花輪 敏男

寄居町監査委員 鈴木 詠子

記

1. 実施月日
10月12日(水) 午前9時00分～午後3時40分
10月13日(木) 午前9時00分～午後3時00分
2. 実施場所
寄居町役場第3委員会室及び現地
3. 監査対象
 - (1) 委託料
 - ①納税電話催告委託料
 - ②財務諸表作成支援業務委託料
 - ③特定健康診査委託料(国保)
 - ④新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業委託料
 - ⑤健康長寿計画策定業務委託料
 - ⑥男女共同参画に関する町民意識調査委託料
 - ⑦ため池劣化状況評価業務委託料
 - ⑧男衾中学校長寿命化改修工事設計委託料
 - ⑨城南中学校区小中学校集約化調査検討委託料
 - (2) 補助金
 - ①地域子育て支援拠点事業費補助金
 - (3) 工事請負費・備品購入費
 - ①寄居駅駅前拠点施設建設工事
 - ②寄居駅南口駅前拠点広場整備工事
 - ③寄居駅周辺街路整備工事
(賑わい創出交流広場整備工事(その3))
 - ④第1分団詰所等建設工事
 - ⑤消防ポンプ自動車(備品購入費)

- ⑥総合体育館整備工事
- ⑦道路改良工事（町道3639号線寄居桜沢産業団地関連）
道路整備工事
- ⑧用土小学校区内路面標示設置工事

4. 監査目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、事務事業の執行が法令に適合しているか、また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として寄居町監査基準（令和2年4月施行）及び令和4年度寄居町監査計画に基づき、令和4年度定例監査を実施した。

なお、監査に当たっては、町民の視線から執行状況を確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、住民福祉の増進に資することに意を用いた。

5. 監査結果

（1）委託料

①納税電話催告委託料

- ・令和3年度実績について
- ・事業期間及び委託先が二つの理由について
- ・令和3年度と令和4年度との金額の差について
- ・オペレーターの守秘義務について
- ・業者の成果物の評価について
- ・オペレーターに課される目標について
- ・スーパーバイザーの資格について
- ・国民健康保険、一般会計の負担の割合について

②財務諸表作成支援業務委託料

- ・業者の決定方法について
- ・業務委託の必要性について
- ・財務諸表の使い道について
- ・各市町村のデータ比較について
- ・初年度の額が高額だった理由について
- ・使用している公会計ソフトについて
- ・公表している成果物について

③特定健康診査委託料（国保）

- ・特定検診の受診者の動向について

- ・ 特定健康診査とがん検診について
- ・ 受診者のうち指導対象はどれくらいか。
- ・ 受診率は助成金に反映するのか。
- ・ 受診率が上がった理由となった勧奨方法について
- ・ コロナの受診率への影響について
- ・ 県の目標受診率と町の受診率との比較について

④新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業委託料

- ・ 事業者の入札方法について
- ・ 仕様書の算定方法について
- ・ 弁当の配布数について
- ・ 予算が不足することはないのか。
- ・ 配布対象者について
- ・ 事業者の他の事業について
- ・ 緊急支援とのことだが、この先も継続できるのか。
- ・ 事業費の金額が116万円となった根拠について
- ・ 関係機関との連携について
- ・ 事業者の施設長について

⑤健康長寿計画策定業務委託料

- ・ 寄居町健康長寿計画の3計画は一体化されているのか。
- ・ 今回の指名競争入札について
- ・ 第1期の入札状況について
- ・ 評価・点検について
- ・ パブリックコメントについて
- ・ 住民意識調査の回収率について
- ・ 住民意識調査の結果の内訳について
- ・ 自殺者数の町の推移について
- ・ PDCAサイクルの見直しについて

⑥男女共同参画に関する町民意識調査委託料

- ・ 寄居町男女共同参画推進プラン2020の中間見直しについて
- ・ アンケートの回収について
- ・ アンケートの内容について
- ・ 指名競争入札について
- ・ アンケートの作成について
- ・ 前回のアンケートの回収率について
- ・ アンケートのデータ回答について
- ・ アンケート郵送料の負担について

⑦ため池劣化状況評価業務委託料

- ・町のため池数について
- ・調査した25カ所のため池のうち、整備が必要なため池について
- ・今年度評価を行う11カ所のため池について
- ・劣化状況評価後の耐震工事について
- ・ため池の調査費用について
- ・事業者について
- ・劣化状況の調査内容について
- ・補強工事の期限があるのか。
- ・調査結果のランキングについて
- ・廃止予定のため池について
- ・町内でのため池が決壊した事例はあるのか。

⑧男衾中学校長寿命化改修工事設計委託料

- ・指名競争入札について
- ・工事内容について
- ・長寿命化について
- ・小中一貫教育について
- ・工事予定について
- ・国からの補助について
- ・地域の方へのアイデア募集について
- ・トイレの工事について

⑨城南中学校区小中学校集約化調査検討委託料

- ・住民説明、反応について
- ・集約化による通学時間について
- ・城南中学校について
- ・説明会の予定について
- ・協議会の構成について
- ・教職員を含めた調整会議について
- ・なるべく早く地域住民へ周知した方がよい。

(2) 補助金

①地域子育て支援拠点事業費補助金

- ・補助金の内容について
- ・2名の保育士で足りるのか。
- ・令和3年度の利用者実績について
- ・公立の子育て支援センターについて

- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱の地域子育て支援拠点事業の該当箇所について
- ・センター同士の情報交換について

(3) 工事請負費・備品購入費

① 寄居駅駅前拠点施設建設工事

- ・車利用者のための駐車場数について
- ・利用者について
- ・高校の送迎バスを南口にできないか。
- ・夜の開館時間について
- ・多目的室の利用について
- ・観光協会で行っていたような直売所等について
- ・駅からのアクセスについて
- ・使用している木材の耐久年数について
- ・スロープの雨水について
- ・建物の手すりの高さについて

② 寄居駅南口駅前拠点広場整備工事

- ・広場の開放時間について
- ・盛土について
- ・植栽について
- ・ベンチについて
- ・街路灯について

③ 寄居駅周辺街路整備工事（賑わい創出交流広場整備工事（その3））

- ・工期について
- ・夏場の対策について
- ・広場の避難場所としての利用について
- ・井戸水について
- ・東屋の照明について
- ・通常、避難場所は公園が多いが、災害時に使えるトイレのある公園は少ないのだからより有効活用できるとよい。

④ 第1分団詰所等建設工事

- ・備蓄について
- ・備蓄倉庫の広さについて
- ・備蓄倉庫の空調について
- ・ホースリフターとは。

- ・旧第一分団の跡地について
- ・建物の管理について

⑤消防ポンプ自動車（備品購入費）

- ・消防車の仕様について
- ・消防車の発注について
- ・定期点検について
- ・消防車の更新期間について
- ・今後の消防車の購入予定について
- ・消防車の出動件数について

⑥総合体育館整備工事

- ・過去の体育館の修繕について
- ・電球交換について
- ・上部のカーテンの素材について
- ・カーテンの開閉について
- ・換気窓について
- ・カーテンの交換について
- ・体育館の空調設備について
- ・体育館の管理委託について

⑦道路改良工事（町道3639号線寄居桜沢産業団地関連）道路整備工事

- ・現在ある車幅規制ポールは残すのか。
- ・工事終了後の交通量について
- ・産業団地の入り口について
- ・車道脇の部分はどうなるのか。

⑧用土小学校区内路面標示設置工事

- ・グリーンベルト設置について
- ・来年度の設置場所について
- ・寄居小学校区について
- ・グリーンベルトの塗り直しについて
- ・教育委員会とのやり取りについて

6. 講評

今回の定例監査は、書類審査10件及び書類審査のほか現地調査を伴う審査8件について、前記4の監査目的を踏まえ、提出された調査票、関係書類及び担当職員からの説明聴取等により実施した。

このうち「委託料」については、納税電話催告委託料など9件について、委託内容

及び委託先の選定は適切か、所期の成果が得られるか等の確認を行った。

また、「補助金」については、地域子育て支援拠点事業費補助金について、補助等の目的及びその手続き、公益上の必要性またその効果等について確認を行った。

現地調査を伴う「工事請負費」及び「備品購入費」については、寄居駅駅前拠点施設建設工事など8件について、進捗状況の確認等の監査を行った。

以上について慎重に審査を行った結果、以下の所見のとおり、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、監査の実施に際し、留意すべき軽易なものについては、口頭で意見を述べたところである。

(1) 委託料

納税電話催告委託料は、事業者が有する債権回収ノウハウを活用し、納税電話催告を効率的に実施し、町税の徴収率の向上を図るものである。年間75日・2人体制で当該業務を実施し、令和3年度の実績は、電話の発信件数7,149件のうち、対話件数が2,175件（対話率30.4%）そのうち納税の約束ができた約束件数1,417件であった。この催告による納入額は国民健康保険税が466万9000円、町税が1234万3000円、合計1701万2000円であった。なお、委託事業者は、毎年度、指名競争入札で決定していることから最近では2社が交互に落札しているが、委託事業者の変更に関わらず、オペレータとして特定の者が当該業務に従事している。

財務諸表作成支援業務委託料は、総務大臣から地方公共団体に対し統一的な基準による財務諸表の作成が求められたことから、複式簿記・発生主義の導入を円滑に実施し、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に準拠した財務諸表の作成について専門的な見地での支援や財務諸表の活用等総合的なコンサルティングを受けることを目的に、平成27年度の競争入札を実施し、翌年度から随意契約で税理士法人TMS（東京都練馬区）と委託契約を締結している。作成された財務諸表については、公共施設の状況把握等に活用しているところであるが、利活用範囲の拡大などについて検討されたい。

特定健康診査委託料（国保）は、国民健康保険被保険者（40歳～74歳の対象者）に対し、生活習慣病予防のためメタボリックシンドロームに着目した検診を実施するものである。受診率は、40.8%（令和元年度）39.1%（令和2年度）44.9%（令和3年度）と向上傾向にあり、令和3年度の受診率は、県内町村中第6位である。受診勧奨については、県が委託している事業者が、受診履歴などに基づくセグメントをAI分析し、対象者のタイプに合わせた受診勧奨通知を行っている。

新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童等が孤独又は孤立に陥らないようにするため、内閣府所管の地域子供の未来応援交付金を活用したもので、実施市町村に対する補助基準額は1事業あたり125万円（補助率10/10）を上限に手厚く措置されている。町内にある「特定非営利活動法人三愛茜の里」を委託先に事業を実施しており、支援する児童数及び家庭数とも増加している。委託事業者から毎月提出される事業報告書には、支援対象児童等の様子が詳細に記載されている。

次年度以降、国からの財政支援が継続されるかは明らかではないが、こうした制度を活用した子供の貧困対策の取り組みが求められている。

健康長寿計画策定業務委託料は、「健康長寿のまち県下ナンバー1」の実現を目指し、寄居町健康長寿計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の策定を委託するものである。町は、「健康長寿の増進を図ること」を政策の柱の一つとしており、データやエビデンス（根拠・裏付け）に基づいた施策を展開し、他自治体の後塵を拝し、現状は「道半ば」の目標を実現させるため、実効性ある計画策定と事業展開が課題である。

男女共同参画に関する町民意識調査委託料は、寄居町男女共同参画推進プラン2020の中間見直しを検討するため、町民の意識や意向を把握し、検討の基礎資料とするものである。男女共同参画において、独自の施策の展開は相当の創意と工夫が求められる。関連する事業の実態が形骸化していないか留意する必要がある。

ため池劣化状況評価業務委託料は、平成30年7月豪雨により多くの農業用ため池が決壊し人的被害を含む甚大な被害が発生したことを契機として制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、農林水産大臣が定める防災工事等基本指針に基づき、都道府県知事が防災工事等推進計画を定めることになっており、この推進計画に位置付けられた防災重点農業用ため池について、国は必要な財政上の措置及び地方債への特別な配慮をすることが規定されている。本法は、令和12年度までの時限立法であることから、町内に存在する63か所のため池について、令和2年度までに耐震評価を実施した25か所のため池を含め、劣化状況評価を追加的に行うものである。なお、機能的に役割を終えた2か所のため池（南飯塚5号池・上六反田池）については、廃止の方向で検討されている。本町では、ため池決壊の事例はないが、財政状況を踏まえつつ、近年の異常気象や震災に対応するため池整備に取り組まれない。

男衾中学校長寿命化改修工事設計委託料は、町内学校施設のうち最も築年数が経過し、老朽化対策が課題となっている男衾中学校について、耐力度調査結果に基づき、建物の長寿命化と教育環境の早期改善を図るものである。児童・生徒及び保護者等からのアイデアを生かし、設計業務を進めるものである。総事業費は約10億円、国庫補助金は約1億7400万円が見込まれているが、「教育の充実」は町政の柱の一つであり、寄居町学校施設個別計画（2021年3月）を踏まえ、整備を図る必要がある。

城南中学校区小中学校集約化調査検討委託料は、施設の老朽化や児童数の減少が課題となっている小学校2校（鉢形小学校、折原小学校）を城南中学校内に集約し、小中一体型校舎として整備を実施するに当たり必要となる各種課題の抽出、整理のほか、概算総事業費の算出等の基礎調査を実施するものである。学校施設の集約化は、「寄居町公共施設等総合管理計画（2016年12月）」及び「寄居町公共施設等総合管理計画アクションプラン（2020年9月）」を踏まえ、学校教育系施設についての具体的な対応方針を定める計画として「寄居町学校施設個別計画」が策定されており、この計画に沿った検討を行おうとするものである。

なお、調査検討結果については、地域への影響が大きいことから可能な限り早期に公表し、理解と協力を得ることが必要である。

(2) 補助金

地域子育て支援拠点事業費補助金は、核家族化、地域のつながりの希薄化等を背景とし、子育てが孤立し、子育ての不安感、負担感や子供の多様な大人・子供との関わりが減少する等の課題に対応するため、子育て中の親子が気軽に集い、相互の交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するものである。

本町には6か所の支援拠点が設置されており、このうち4か所の民間施設(保育園)に国庫補助上限額が交付されている。

また、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金については、2保育園には国庫補助上限額が、残り2保育園については申請額が交付されている。

子育て支援は、少子化に歯止めをかけるための重要な施策の一つであり、継続的な支援制度の継続が必要である。

(3) 工事請負費・備品購入費

寄居駅駅前拠点施設建設工事は、中心市街地の活性化の主要施策の一つで「人が集い憩うことで交流を生み出し、まちの賑わいを創り出す回遊の拠点」となる施設として「Y o t t e c o (ヨッテコ)」の愛称が決定している。この施設の屋上の展望エリアからは、町を包み抱く山並みが一望できる。

この拠点施設の利活用は、中心市街地活性化の中核であり、運営管理に創意工夫を凝らすなど円滑な運営に最善の努力を傾注されたい。

寄居駅南口駅前拠点広場整備工事は、駅前拠点施設と相俟って南口駅前拠点広場を整備するものである。駅前拠点施設と一体的に管理することが見込まれるが、拠点施設と同様、適切な管理運営に努められたい。

寄居駅周辺街路整備工事(賑わい創出交流広場整備工事(その3))は、中央通り線に接続する災害時の防災機能を兼ねた1, 150㎡の広場を整備するもので、イベント会場としての利用も可能となるものである。また、愛称も「Y O R I B A (ヨリバ)」に決定し、「町の新たな顔と」としての活用が期待される。

今後、施設及び広場とも供用後の管理運営が課題となることから効率的な管理手法等について検討されたい。

第1分団詰所等建設工事は、手狭で老朽化した詰所の改築に併せ、川北地区の防災倉庫を新設するものである。これにより非常時における防災用備蓄物資の供給が効率よく可能となることが期待される。

総合体育館整備工事は、平成2年(1990年)の建設以来約30年が経過した総合体育館・アタゴ記念館の遮光カーテン等の交換や排煙窓オペレーター交換、はめ込み窓コーキング打換を実施し施設の延命化を図るものである。当該体育館は、新型コロナワクチンの集団接種会場として利用されていたため施工管理に制約がある中ではあったが、予定された工期内の完工が見込まれている。なお、総合体育館については、現状は一般利用が制限されており、早期再開が求められている。

道路改良工事(町道3639号線寄居桜沢産業団地関連)道路整備工事は、寄居桜

沢産業団地の開業に伴い大型車両の通行量が増加することが見込まれ国道140号との交差点に信号機の設置が計画されている。そこで町道と国道を直交させるため、現道を拡幅するとともに障害となる構造物を移設するものである。整備後は、地域経済の発展と雇用の創出のため物流や従業員の通勤等の安全が図られることになる。

町道104号線外（用土小学校区内）路面標示設置工事は、用土小学校の通学路に区画線を設置し、児童の通学時の安全を確保するものである。町内小学校について、順次設置を進めているところであるが、未設置個所について早期の整備が望まれる。

消防ポンプ自動車購入は、第7分団の消防ポンプ自動車を更新し、消防団の充実強化を図るものである。導入に当たっては可能な限り要望等を取り入れて、普通免許で運転可能な3.5トン未満の消防ポンプ車を購入している。近年、火災件数は減少傾向にあるが、消防団の消防力の向上を図るため計画的に消防車の更新を図られたい。

（４）意見・要望事項等

今回の定例監査では、各種の委託料についての書類審査を行った。決算に関する主要な施策の成果説明書で近年の委託料の決算額（一般会計性質別経費の状況表（その3）物件費中委託料の額）を見ると、令和元年度10億1415万7000円、2年度10億6749万2000円、3年度11億7805万8000円と累増している。限られた職員で業務を行い、多くの自治体では業務の民間委託が進められており、本町においても総合窓口業務をはじめ各種の定型事務の委託が進められている。また、専門的な知識やノウハウを必要とする業務についても同様である。委託業務の成果は町民サービスに直結しており、委託契約時に事務遂行能力などを適切に評価するとともに、適時、成果物（役務の提供を含む）履行状況の確認を行うなど委託業務の確実な履行の確保に努められたい。

中心市街地の活性化に係る主要な事業については、概ね完了の見込みであるが、今後、公共施設の整理統合が具体化してくる。いずれも地域とより密着した課題であり調整のためのエネルギーが必要となる。町民に対する適切な公共サービスの提供と安定した財政運営の両立を図るための取り組みが併せ求められている。